

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	ものづくり教育奨励等補助金（小・中学校費）
補助事業等の目標	市内小中学校におけるものづくり教育の振興奨励
補助事業等の対象者	市内小中学校
補助対象経費	ものづくり授業に必要な材料費及び児童、生徒が使用する道具代等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。（各校の中間発表会等あり）
補助事業等の開始時期	平成 17 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	ものづくり教育の振興奨励のため、3 年を超えて継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 教育企画係

平成31年 3月15日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）